

23 日 獣 発 第 321 号
平成 24 年 1 月 24 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

ノルウェーから日本へ輸入される犬等の輸入条件の変更等について

このことについて、平成 24 年 1 月 20 日付け 23 消安第 5159 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありました。

先般、平成 24 年 1 月 5 日付け 23 日獣発第 308 号「犬等の輸出入検疫規則の一部を改正する省令等の施行について」により、本年 1 月 1 日から、英国等（アイルランド、スウェーデン及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）から本邦に輸入される犬等（犬、猫その他の動物をいう。以下同じ。）の輸入検疫について、英国等を指定地域（狂犬病の清浄地域）から削除する等の見直しが行われた旨を通知しましたが、今般、ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。以下「ノルウェー」という。）において、本年 1 月 1 日から英国等と同様の制度改正が行われたことが確認されたことから、ノルウェーから本邦に輸入される犬等の輸入検疫についても、英国等と同様の改正が平成 24 年 1 月 20 日から施行されることとなったので、本会宛て、了知の上、今後とも動物検疫に特段の協力を依頼されたものです。

貴会関係者に周知方お願いします。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 長野

TEL 03-3475-1601

(参考)

「犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）」及び「平成11年農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規程に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）」の改正の概要について

1 改正の趣旨

- (1) 本年1月1日から、アイルランド、スウェーデン及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）（以下「英国等」という。）において、EU諸国等（ルーマニア等の狂犬病の発生地域が含まれる。）から輸入される犬猫等の輸入条件を緩和する制度改正が行われた。
- (2) これに伴い、英国等から本邦に輸入される犬等（犬、猫その他の動物をいう。以下同じ。）の輸入検疫について、犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）及び平成11年12月27日農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）を改正し、英国等を指定地域（狂犬病の清浄地域）から削除する等の見直しを行い、本年1月1日から施行したところである。
- (3) 今般、ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。以下「ノルウェー」という。）において、本年1月1日から英国等と同様の制度改正が行われたことが確認されたことから、ノルウェーから本邦に輸入される犬等の輸入検疫について、英国等と同様の改正を行うこととする。

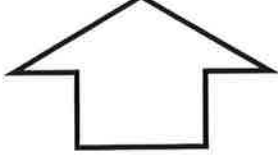
2 施行期日

平成24年1月20日とする。

ノルウェーから日本に輸出される犬等に適用される暫定措置について (2012年1月20日～7月31日まで)

1. 改正前 (2012年1月19日以前)

- ① 輸出国政府機関の発行する証明書の添付
 - ・ 狂犬病にかかっていない旨
 - ・ 当該地域に過去2年間狂犬病の発生がない旨
 - ・ 当該地域において過去180日間*飼養されていた旨
- ② マイクロチップの装着



12時間以内の係留
で輸入可

2. 改正後 (2012年1月20日～7月31日)

- ① 輸出国政府機関の発行する証明書の添付
 - ・ 狂犬病にかかっていない旨
 - ・ 当該地域に過去2年間狂犬病の発生がない旨
 - ・ 当該地域において過去180日間*飼養されていた旨
 - ・ 2012年1月1日以降に指定地域以外・日本以外から当該地域に輸入された犬等でない旨
- ② マイクロチップの装着
- ③ 2012年1月1日～到着日に狂犬病に対する免疫の効果
を維持



12時間以内の係留
で輸入可

改正前の要件に加え、追加の要件 (左記赤字) を満たせば

*又は、その生産(日本から輸出された犬等の場合はその輸出)以来